

# I 償却資産の概要

## 1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合や福利厚生用に供する場合も含まれます。

## 2 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと次のとおりです。

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構 築 物	広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事など
		建物付属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作など
2	機 械 及 び 装 置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 および 000～099」の車両))、その他各種業務用機械および装置など	
3	船 舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5	車 両 及 び 運 搬 具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9、90～99および900～999」の車両)、各種運搬具など (注1) 道路運送車両法に規定する小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となるため、申告の必要はありません。 (注2) 道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別についてフォークリフトなどで、次の要件をすべて満たすものは、小型特殊自動車となります。 ①長さ 4.7m以下 ②幅 1.7m以下 ③高さ 2.8m以下 ④最高時速 15km/h以下 ※ 農耕作業用自動車については、最高時速35km/h未満のもの	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、LAN 設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など	